

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

1 2 問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[ 1 ] 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義について述べたものである。電波法(第1条及び第2条)の規定に照らし、 内に入るべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

この法律は、電波の  A  な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。  
 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  B  をいう。  
 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその  C  を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- | A         | B     | C  |
|-----------|-------|----|
| 1 公平かつ能率的 | 電氣的設備 | 監督 |
| 2 公平かつ能率的 | 通信設備  | 管理 |
| 3 有効かつ適正  | 通信設備  | 監督 |
| 4 有効かつ適正  | 電氣的設備 | 管理 |

[ 2 ] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法(第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第17条(変更等の許可)第1項の規定により  A  の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 B  を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C  を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2(点検事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者等)第1項の登録を受けた者をいう。

- | A                          | B          | C    |
|----------------------------|------------|------|
| 1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 当該無線局の無線設備 | その一部 |
| 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 許可に係る無線設備  | 当該検査 |
| 3 無線設備の設置場所                | 当該無線局の無線設備 | 当該検査 |
| 4 無線設備の設置場所                | 許可に係る無線設備  | その一部 |

[ 3 ] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の  A  、 B  等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A       | B        |
|---------|----------|
| 1 偏差及び幅 | 高調波の強度   |
| 2 偏差及び幅 | 空中線電力の偏差 |
| 3 偏差    | 高調波の強度   |
| 4 偏差    | 空中線電力の偏差 |

[ 4 ] 次に掲げるもののうち、「無給電中継装置」の定義として正しいものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 2 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 4 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。

[ 5 ] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ

[ 6 ] 次に掲げる無線設備の操作のうち、第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者が行うことができる操作に該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作
- 2 テレビジョン放送局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作
- 3 固定局の空中線電力50ワットの多重無線設備で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 4 航空局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作

[ 7 ] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B 、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

- | A           | B     | C        |
|-------------|-------|----------|
| 1 有線通信      | 災害の救援 | 秩序の維持    |
| 2 有線通信      | 財貨の保全 | 電力の供給の確保 |
| 3 電気通信業務の通信 | 災害の救援 | 電力の供給の確保 |
| 4 電気通信業務の通信 | 財貨の保全 | 秩序の維持    |

[ 8 ] 電波を発射して行う無線電話の機器の試験又は調整中、しばしばその電波の周波数により聴守を行って確かめなければならないこととなっているものはどれか。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 2 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。
- 3 空中線電力の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 4 他の無線局から停止の要求がないかどうか。

[ 9 ] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して  A 電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、 の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、 の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに  の停止を解除しなければならない。

の電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 B に処する。

- | A              | B                   |
|----------------|---------------------|
| 1 3箇月以内の期間を定めて | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 2 臨時に          | 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 |
| 3 3箇月以内の期間を定めて | 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 |
| 4 臨時に          | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |

[ 10 ] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて  B の停止を命じ、若しくは電波法第27条の18（登録）第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

- | A     | B      | C         |
|-------|--------|-----------|
| 1 1箇月 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数 |
| 2 1箇月 | 電波の発射  | 周波数       |
| 3 3箇月 | 無線局の運用 | 周波数       |
| 4 3箇月 | 電波の発射  | 電波の型式、周波数 |

[ 11 ] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

[ 12 ] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのように取り扱わなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 紛失しないように通信室内に保管しておかなければならない。
- 2 携帯していなければならない。
- 3 免許人に預けておかなければならない。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。